

# 10年経過した照明器具は赤信号!

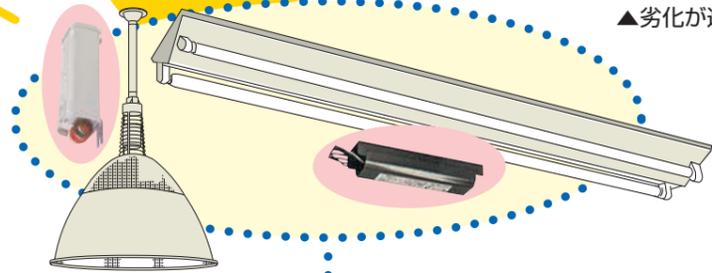
照明器具の劣化は外観ではわかりません。

# チェック & チェンジが必要です。

(点検) (交換)



▲劣化が進んだ安定器の内部例



## 現在お使いの照明器具にこんな現象は出ていませんか?

- 最近、故障が増えている。
- ランプの交換が多くなっている。
- 焦げ臭いにおいがする。
- 掃除しても汚れがとれない。
- ソケットが変色している。

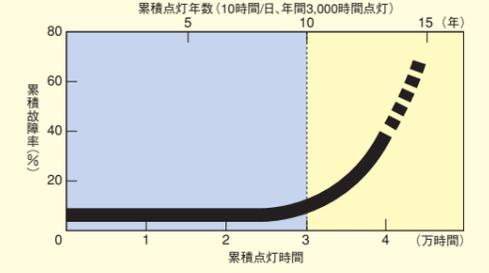
毎日、なにげなく使用している照明器具。耐用年数の限りがあるにもかかわらず、案外見過ごされているのが現状です。10年を過ぎた照明器具は、外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいます。例えば、器具内の安定器が絶縁劣化によりまれに発煙事故に至る場合があります。安全性の面からも早めに点検と交換をご検討ください。

※昭和47年以前の安定器は、PCBを使用したものがあります。すでに30年以上も経過していますので、早急に交換が必要です。

## 照明器具の交換目安は約10年です。

古くなった照明器具は早めに取り換えるのが一番ですが、JIS (日本工業規格) によれば、交換の目安を約10年としています。

### 照明器具の累積故障率



### 照明器具の適正交換時期の目安

使用時間	3,000時間/年(10時間/日)			
主な用途	事務所、工場(一般)、店舗			
使用条件	電圧	定格 105%		
	温度(°C)	30以下	40	30以下 40
交換時期(年)	10	5	7	3.5

- ※次の条件で使用されますと絶縁材料の温度上昇が大きくなり器具寿命が短くなります。
- 電源電圧が105%を超えるもの。
  - 周囲温度が40°Cを超える場所。
  - 裏面にガラスウールなど断熱性の材料を用いた天井面に取付けたり、埋込器具背面を断熱性の材料で覆う場合。(断熱材で覆われる場合は、断熱施工器具をご使用ください。)
  - 10時間/日を超えて点灯する場合。

【●JIS C8105-1「照明器具-第1部:安全性要求事項通則」の抜粋】

## 寿命安定器・コンデンサ



寿命末期のコイルレヤーショートから短時間の異常発熱によりコイル断線(不点灯)したもの。  
 非常に稀なケースですが、コイルレヤーショートから焼損に至ったもの。  
 非常に稀なケースですが、寿命末期の絶縁破壊時のコンデンサケース内圧の増大により、ケースが破損したもの。

## 劣化が進んだ安定器・ソケット



熱によって銘板が変色しています。  
 ビニル電線被覆が熱のために変形し、もろくなっています。  
 安定器巻線部表面のエナメル被覆は、熱劣化のため硬化し、部分的にハクリが発生しています。  
 ランプソケットの汚損がひどく、クラックも入っています。更に内部の導電板も著しく酸化しています。

<安定器のみ交換時のご注意>  
 安定器寿命期においては、器具本体・器具内配線・ソケット等も劣化が進んでおり、安全面から器具毎交換を実施する必要があります。省エネなどの目的でやむを得ず安定器のみ交換する場合は、照明器具の安全及び品質を維持する上で注意が必要です。照明器具製造業者は器具(安定器内蔵)としてその性能を確認しており、販売後の改造(安定器交換など)については保証していません。改造後の事故、不具合については改造・使用者側で対処していただきますようお願い致します。販売後、使用者側で改造することに特に規制はありませんが、事前に充分検討を行い交換を実施する必要があります。

<国からも長期使用照明器具について注意喚起がなされています!>  
 (都道府県) 東京事務所長 殿  
 長期使用製品安全点検・表示制度の対象製品及び長期使用照明器具の点検等保守とリニューアルについて(依頼)  
 平成21年5月18日  
 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課 経済産業省商務流通グループ製品安全課 から抜粋

【照明器具の経年劣化による製品事故を未然に防止するために】  
 1 学校施設、庁舎等において、業務用・施設用照明器具等の長期使用に伴う劣化による火災事故が残念ながら頻りに起こっています。  
 2 各都道府県教育委員会施設主管課長等宛には、社団法人日本照明器具工業会から「PCB使用照明器具を含む長期使用照明器具の点検と早期交換のお願い」(照明工 08-76 2009年2月23日)が発出され、安全面や省エネルギー対策の観点から長期使用照明器具の点検と早期交換の促進をお願いしているところです。  
 3 しかしながら、事故発生場所は学校施設に限定されないことから、庁舎、公務員宿舎や自治体が経営する集合住宅の共用部、公共施設等の設備における長期使用の業務用・施設用照明器具等を速やかに交換いただけるよう、所有者・管理者に周知をお願いいたします。